

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対して、令和3年10月28日付けの保護変更決定通知書により行った法25条2項の規定に基づく保護変更決定処分（本件処分）について、取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

審査請求理由は、ケースワーカーのミスにより請求が発生しているからです。

実際、収入があったときにたまたま訪問があり、訪問時にケースワーカーに収支報告書をかかなくていいの？と、聞いたところ用紙の記入はしないでインターネットバンキングの入ってきているという画面を見せてくれればいいよといていたので私はきちんと見せていました。ですが、引っ越しの時に福祉事務所の移行があつて書類整理をしたところ請求があると用があり前福祉事務所（〇〇〇〇課）に行った時言われました。今回の請求は私に支払い義務はあるのでしょうか。審査請求をいたします。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年12月27日	諮問
令和6年 5月14日	審議（第88回第3部会）
令和6年 6月11日	審議（第89回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定し、法11条1項は、保護の種類として、「生活扶助」（1号）等を挙げている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

そして、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項において準用する法24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

そして、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2・答2によれば、最低生活費の遡及変更は、3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきとされている。

(3) 被保護者の届出義務

法 6 1 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 6 年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8 ・ 1 ・ (2)によれば、収入に変動があるときの申告についてはあらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申請を励行させることとされ、同(3)によれば、収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとされ、保護の目的達成に必要な場合においては、上記の申告を書面で行わせることとされている。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させることと定められている。そして、同(4)によれば、「収入の認定に当たっては、(1)から(3)までによるほか、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること。」と定められている。

(4) 収入認定について

次官通知第 8 ・ 2（収入額の認定の原則）によれば、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、適正に認定することとされている。

次官通知第 8 ・ 3 ・ (2) ・ ア ・ (ア)によれば、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受領額を認定すること」と定められている。

次官通知第 8 ・ 3 ・ (3) ・ ケは、心身障害児（者）、老人等社会生活を営む上で特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち、支給対象者 1 人につき 8, 0 0 0 円以内の額（月額）については、収入として認定しない取扱いが認められている。また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 8 年 4 月 1 日付社発第 2 4 6 号厚

生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第８・２・(6)・イによれば、特別な事由があり、都知事が特別な取扱いを必要とする認められる場合は、厚生労働大臣に情報提供することとしている。

東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集２０１７」（以下「運用事例集」という。）第７－２５（答）は、福祉的給付金の特例的取扱いについて、都においては、老人福祉手当、重度心身障害者手当、心身障害者福祉手当、児童育成手当については、月額１７，０００円までは収入として認定しない特例的な取扱いの承認を受けているとしている。そして、上記の手当の認定除外額の中には、次官通知第８・３・(3)・ケにいう８，０００円の額が含まれているので、上記手当の他に福祉的給付金を受ける場合には、別に８，０００円以内の額が認定除外となるものではないとしている。

- (5) 次官通知及び局長通知は、地方自治法２４５条の９第１項及び３項の規定に基づく、法の処理基準である。問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容は妥当なものであると認められる。さらに、運用事例集による上記取扱いは、次官通知及び局長通知における福祉的給付金の特例的取扱いについて具体的に示したものであって、合理性が認められる。

2 本件処分についての検討

本件処分は、請求人に支払われた各手当を収入認定したことにより、請求人の令和３年１２月以降の保護費を変更したものである。以下、本件処分について検証する。

被保護者から収入に関する申告がなされた場合、処分庁の調査を経て収入認定を行うことから（上記１・(3)）、処分庁は、令和３年１０月２７日に請求人から徴取した収入申告書に記載された各手当について、次官通知第８・１・(4)のとおり調査したところ、請求人には、請求人の子の児童手当が毎月１０，０００円、児童扶養手当が毎月４３，１６０円、特別児童扶養手当が毎月３４，９７０円及び児童育成手当が毎月２９，０００円、心身障害者福祉手当が毎月４，５００円、合計毎月１２１，６３０円の収入があることが判明した。収入認定の際、福祉的給付金については、運用事例集第７－２５（答）のとおり、実際の受給額から１７，０００円を控除した額を認定するとされているところ（上記１・(4)）、処分庁は、請求人世帯における各手当の月額合計１２１，６３０円から、

児童育成手当毎月29,000円及び心身障害者福祉手当毎月4,500円について控除額上限の17,000円を控除し、104,630円を1か月分の収入額として認定したことは、適正な処理と認められる。

この結果、令和3年12月分の保護費は、請求人世帯の最低生活費242,610円から1か月分の収入額として認定した104,630円を控除した額である137,980円となり、これは本件処分により変更された金額のとおりである。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の定めに則り適正に行われたものであり、また、違算はないから、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3の主張のうち、本件処分に係るものとして、処分庁が各手当を収入認定し、保護費の変更を行ったことに対し、ケースワーカーに収入の証明として通帳の画面を見せていることから、ケースワーカーのミスにより生じたものであるとして、請求人には収入に対する支払義務はないと主張する。

しかし、請求人には、各手当の給付収入があり、被保護者に収入がある場合は法令等の定めに従って収入認定されることから(上記1・(4))、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田攝子、青木淳一、澄川洋子